

## 第1章

### 教育委員会の活動状況等

## 1 教育委員会の会議等の開催状況

幕別町教育委員会の会議は原則として公開で、おおむね月に1回開催している。

この会議においては、4名の幕別町教育委員会委員が学校その他の教育機関の設置、管理等に関すること、教育委員会及び学校の職員の任免に関する事など、教育委員会が所管する教育に関する様々な議題について審議している。

令和元年度は14回の会議を開催した。

- (1) 平成31年第5回会議 [平成31年4月24日(水) 幕別町教育委員会 会議室]
  - ・ 承認第1号 専決処分した事件の承認について  
(要保護・準要保護生徒に対する就学援助の認定について)
  - ・ 承認第2号 専決処分した事件の承認について  
(幕別町教育研究所所長、副所長及び所員の任命について)
  - ・ 承認第3号 専決処分した事件の承認について  
(平成31年度幕別町学校運営協議会委員の任命について)
  - ・ 議案第17号 幕別町就学援助運用要綱の一部を改正する要綱
  - ・ 議案第18号 幕別町小中一貫・CS推進連絡会議設置要綱
  - ・ 議案第19号 幕別町図書館アドバイザーの委嘱について
  - ・ 議案第20号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について
- (2) 令和元年第6回会議 [令和元年5月16日(木) 幕別町教育委員会 会議室]
  - ・ 議案第21号 幕別町教育委員会事務局職員の任免について
- (3) 令和元年第7回会議 [令和元年5月24日(金) 幕別町教育委員会 会議室]
  - ・ 議案第22号 令和元年度幕別町一般会計補正予算の要求について
  - ・ 議案第23号 幕別町いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱について
  - ・ 議案第24号 幕別町教育支援委員会専門部会員の委嘱について
  - ・ 議案第25号 幕別町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
  - ・ 議案第26号 幕別町社会教育委員の委嘱について
  - ・ 議案第27号 第12地区教科書採択教育委員会協議会委員の代理人の指定について
  - ・ 議案第28号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について
- (4) 令和元年第8回会議 [令和元年6月26日(水) 幕別町教育委員会 会議室]
  - ・ 承認第4号 専決処分した事件の承認について  
(令和元年度教育行政執行方針について)
  - ・ 承認第5号 専決処分した事件の承認について  
(令和元年度第12地区教科書採択地区調査委員会の委員の推薦について)
  - ・ 報告第6号 令和元年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について
  - ・ 議案第29号 平成31年度「全国学力・学習状況調査」の結果公表について
  - ・ 議案第30号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について
- (5) 令和元年第9回会議 [令和元年7月22日(月) 幕別町教育委員会 会議室]
  - ・ 承認第6号 専決処分した事件の承認について  
(令和元年度第12地区教科書採択地区調査委員会の委員の委嘱について)

- ・ 報告第7号 幕別町小学生国内研修派遣事業研修生の決定について
  - ・ 議案第31号 幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の申し出について
  - ・ 議案第32号 幕別町私立幼稚園就園奨励費補助金等交付要綱の一部を改正する要綱
  - ・ 議案第33号 令和元年度幕別町一般会計補正予算の要求について
  - ・ 議案第34号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について
- (6) 令和元年第10回会議 [令和元年8月28日(水) 幕別町教育委員会 会議室]
- ・ 報告第8号 幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の申し出結果について
  - ・ 報告第9号 令和元年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について
  - ・ 議案第35号 第6期幕別町総合計画3か年実施計画の提出について
  - ・ 議案第36号 幕別町立幼稚園規則の一部を改正する規則
  - ・ 議案第37号 幕別町私立幼稚園入園に対する入園料、保育料の補助に関する規則を廃止する規則
  - ・ 議案第38号 幕別町私立幼稚園就園奨励費補助金等交付要綱を廃止する要綱
  - ・ 議案第39号 幕別町教育委員会教育長等交際費の支出基準及び支出状況の公表に関する要綱
  - ・ 議案第40号 幕別町いじめ防止対策推進委員会調査委員の委嘱について
  - ・ 議案第41号 令和2年度に使用する小学校用教科用図書の採択について
  - ・ 議案第42号 令和2年度に使用する中学校用教科用図書の採択について
  - ・ 議案第43号 令和2年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について
  - ・ 議案第44号 平成30年度幕別町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価について
  - ・ 議案第45号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について
- (7) 令和元年第11回会議 [令和元年10月1日(火) 幕別町教育委員会 会議室]
- ・ 議案第47号 幕別町教育支援委員会委員の委嘱について
  - ・ 議案第48号 幕別町教育支援委員会専門部会部会員の委嘱について
  - ・ 議案第49号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について
- (8) 令和元年第12回会議 [令和元年10月18日(金) 幕別町教育委員会 会議室]
- ・ 報告第17号 幕別町教育委員会教育長職務代理者の指名について
  - ・ 議案第61号 幕別町教育支援委員会委員の委嘱について
  - ・ 議案第62号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について
- (9) 令和元年第13回会議 [令和元年11月25日(月) 幕別町教育委員会 会議室]
- ・ 報告第12号 第6期幕別町総合計画3か年実施計画について
  - ・ 議案第50号 令和元年度幕別町一般会計補正予算の要求について
  - ・ 議案第51号 指定管理者の指定に係る議会提案について
- (10) 令和元年第14回 [令和元年12月18日(水) 幕別町教育委員会 会議室]
- ・ 報告第13号 令和元年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について
  - ・ 報告第14号 幕別町中学生海外研修派遣事業研修生の決定について
  - ・ 報告第15号 幕別町高校生海外研修派遣事業研修生の決定について
  - ・ 議案第52号 令和2年度幕別町一般会計予算の要求について

- (11) 令和2年第1回会議 [令和2年1月29日(水) 幕別町教育委員会 会議室]
- ・ 報告第1号 令和2年度全国学力・学習状況調査への参加について
  - ・ 報告第2号 令和元年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果について
  - ・ 議案第1号 令和元年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果公表について
  - ・ 議案第2号 幕別町就学援助運用要綱の一部を改正する要綱
  - ・ 議案第3号 令和2年度入学の就学援助新入学児童生徒学用品費の年度前支給の認定について
  - ・ 議案第4号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について
- (12) 令和2年第2回会議 [令和2年2月28日(金) 幕別町教育委員会 会議室]
- ・ 承認第1号 専決処分した事件の承認について  
(令和元年度幕別町一般会計補正予算の要求について)
  - ・ 承認第2号 専決処分した事件の承認について  
(令和2年度教育行政執行方針について)
  - ・ 承認第3号 専決処分した事件の承認について  
(令和元年度幕別町一般会計補正予算の要求について)
  - ・ 報告第3号 令和2年度幕別町一般会計予算の内示について
  - ・ 報告第4号 令和元年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について
  - ・ 報告第5号 令和元年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について
  - ・ 議案第5号 幕別町教育委員会の職務権限に関する事務の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する規則
  - ・ 議案第6号 幕別町集団研修施設こまはた条例施行規則の一部を改正する規則
  - ・ 議案第7号 幕別町まなびや条例施行規則の一部を改正する規則
  - ・ 議案第8号 幕別町教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程
  - ・ 議案第9号 幕別町特別支援教育支援員配置事業実施要綱の一部を改正する要綱
  - ・ 議案第10号 幕別町学校事務補助職員配置要綱の一部を改正する要綱
  - ・ 議案第11号 幕別町教育委員会学校教育推進員要綱の一部を改正する要綱
  - ・ 議案第12号 幕別町子どもサポーター要綱の一部を改正する要綱
  - ・ 議案第13号 幕別町郷土文化特別相談員要綱の一部を改正する要綱
  - ・ 議案第14号 幕別町郷土文化研究員要綱の一部を改正する要綱
  - ・ 議案第15号 幕別町郷土埋蔵文化研究員要綱を廃止する要綱
  - ・ 議案第16号 幕別町図書館に勤務する会計年度任用職員の職務及び勤務時間に関する要綱
  - ・ 議案第17号 幕別町学校事務補助職員の配置に関する基本方針の一部を改正する方針
  - ・ 議案第18号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について
- (13) 令和2年第3回会議 [令和2年3月9日(月) 幕別町教育委員会 会議室]
- ・ 議案第19号 学校職員の解職の内申について
  - ・ 議案第20号 学校職員の解職の内申について
  - ・ 議案第21号 令和2年4月1日付け校長人事異動の内申について
  - ・ 議案第22号 令和2年4月1日付け教頭人事異動の内申について
  - ・ 議案第23号 令和2年4月1日付け一般職員人事異動の内申について

- (14) 令和2年第4回会議 [令和2年3月25日(水) 幕別町教育委員会 会議室]
- ・ 承認第4号 専決処分した事件の承認について  
(令和元年度幕別町文化賞、スポーツ賞等の被表彰者の決定について)
  - ・ 承認第5号 専決処分した事件の承認について  
(令和元年度幕別町一般会計補正予算の要求について)
  - ・ 承認第6号 専決処分した事件の承認について  
(令和2年度幕別町一般会計補正予算の要求について)
  - ・ 報告第6号 令和元年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について
  - ・ 報告第7号 令和2年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について
  - ・ 議案第24号 幕別町部活動の在り方に関する方針の策定について
  - ・ 議案第25号 学校における働き方改革幕別町アクション・プランの改正について
  - ・ 議案第26号 幕別町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則
  - ・ 議案第27号 言語障害通級指導教室運用要綱
  - ・ 議案第28号 幕別町まちづくり町民参加条例に基づく教育委員会規則の一部を改正する規則
  - ・ 議案第29号 幕別町図書館アドバイザー規則を廃止する規則
  - ・ 議案第30号 幕別町教育委員会事務局職員の勤務時間及び休日休暇に関する規程の一部を改正する規程
  - ・ 議案第31号 幕別町小中一貫教育・CS推進連絡会議設置要綱の一部を改正する要綱
  - ・ 議案第32号 学校職員の解職の内申について
  - ・ 議案第33号 令和2年4月1日付学校職員採用に係る内申について
  - ・ 議案第34号 幕別町教育委員会事務職員の任命について

## 2 条例、規則等の制定、計画等の策定等の状況

### (1) 教育関係条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育に関する条例の制定改廃に関して、意見の申出を行い、次のとおり1件の条例が改正された。

#### ① 幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

～子ども・子育て支援法の改正のため、令和元年10月1日からの幼児教育の無償化に伴い、延長保育料、給食費の保護者負担等の所要の改正[令和元年7月22日公布/令和元年10月1日施行]

### (2) 教育委員会規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務に関して、次のとおり8件の規則を改正・廃止した。

#### ① 幕別町立幼稚園規則の一部を改正する規則

～子ども・子育て支援法の改正のため、令和元年10月1日からの幼児教育の無償化による条例改正に伴う、文言整理等の所要の改正[令和元年8月28日公布/令和元年10月1日施行]

#### ② 幕別町私立幼稚園に対する入園料、保育料の補助に関する規則を廃止する規則

～子ども・子育て支援法の改正のため、令和元年10月1日からの幼児教育の無償化により、現段階で役目を終えたと判断し廃止するもの[令和元年8月28日公布/令和元年10月1日施行]

- ③ 幕別町教育委員会の職務権限に関する事務の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する規則  
 ～地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和2年4月1日から会計年度任用職員の制度が導入されることにより、「臨時又は非常勤の職員」を「会計年度任用職員」に文言整理をする等の所要の改正[令和2年2月28日公布/令和2年4月1日施行]
- ④ 幕別町集団研修施設こまはた条例施行規則の一部を改正する規則  
 ～地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和2年4月1日から会計年度任用職員の制度が導入されることにより、管理人の任用から私人への管理委託に変更するための所要の改正[令和2年2月28日公布/令和2年4月1日施行]
- ⑤ 幕別町まなびや条例施行規則の一部を改正する規則  
 ～地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和2年4月1日から会計年度任用職員の制度が導入されることにより、管理人の任用から私人への管理委託に変更するための所要の改正[令和2年2月28日公布/令和2年4月1日施行]
- ⑥ 幕別町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則  
 ～令和元年12月に公布された、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の規定に基づき、教育職員の在校等時間の上限等に関する規則を制定[令和2年3月25日公布/令和2年4月1日施行]
- ⑦ 幕別町まちづくり町民参加条例に基づく教育委員会規則の一部を改正する規則  
 ～地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い「幕別町附属機関設置条例」が制定され、図書館アドバイザーに替わる附属機関として、図書館法に定めのある図書館協議会を設置することが規定されたことによる、所要の改正[令和2年3月25日公布/令和2年4月1日施行]
- ⑧ 幕別町図書館アドバイザー規則を廃止する規則  
 ～幕別町図書館アドバイザーに替わる附属機関として、幕別町図書館協議会が引き継ぐ形で設置されたことにより、現段階で役目を終えたと判断し廃止するもの[令和2年3月25日公布/令和2年4月1日施行]

### (3) 規程、要綱等

- ① 幕別町就学援助運用要綱の一部を改正する要綱  
 ～平成31年度から国の要綱が見直しされたことから、卒業アルバム費を加え、給与対象欄と要保護児童生徒の給与の有無についても、国の見直しに準じての所要の改正[平成31年4月24日公布/平成31年4月24日施行]
- ② 幕別町小中一貫教育・CS推進連絡会議設置要綱  
 ～小中一貫教育が5つの学園全てで本格実施となったが、学園単位で組織するコミュニティスクールもスタートし、縦のつながりとする小中一貫教育と横のつながりである学校運営協議会を効率的かつ効果的に一体的な取組として推進していくため、要綱を制定し、新たな組織として会議を設置[平成31年4月24日公布/平成31年4月24日施行]
- ③ 幕別町私立幼稚園就園奨励費補助金等交付要綱の一部を改正する要綱  
 ～幼保無償化に伴い、補助金上限額の計算方法の改正に伴う改正等であり、9月に支給する8、9月分の補助金を計算する際の限度額を定めるための所要の改正[令和元年7月22日公布/令和元年7月22日施行]

- ④ 幕別町私立幼稚園就園奨励費補助金等交付要綱を廃止する要綱  
～幼保無償化に伴い、保育料が無償化となることから要綱を廃止するもの[令和元年8月28日公布/令和元年10月1日施行]
- ⑤ 幕別町教育委員会教育長等交際費の支出基準及び支出状況の公表に関する要綱  
～町部局の改正に準じた形で、教育委員会としても教育長等の交際費について、支出対象や支出区分、支出基準を明確化するとともに、町のホームページで公表することを明記した内容の要綱を定めようとするもの[令和元年8月28日公布/令和元年9月1日施行]
- ⑥ 幕別町就学援助運用要綱の一部を改正する要綱  
～要保護世帯に対し、生活保護費と就学援助費の二重受給となることから、要保護世帯については、卒業アルバム費を支給しないための所要の改正[令和2年1月29日公布/令和2年1月29日施行]
- ⑦ 幕別町教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程  
～地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和2年4月1日から会計年度任用職員の制度が導入されることにより、「臨時職員（パートタイマーを含む）」を、「会計年度任用職員」に改め、「賃金」を「給与、共済費」に文言整理をする所要の改正[令和2年2月28日公布/令和2年4月1日施行]
- ⑧ 幕別町特別支援教育支援員配置事業実施要綱の一部を改正する要綱  
～地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和2年4月1日から会計年度任用職員の制度が導入されることにより、勤務条件、服務等を正職員と同等の扱いとするため、「地方公務員法、第22条第5項に規定する臨時的任用職員の職員」を「地方公務員法、第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に、「幕別町臨時職員のうち日額賃金を支給する者の取扱基準」を「職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例」に文言整理をする所要の改正[令和2年2月28日公布/令和2年4月1日施行]
- ⑨ 幕別町学校事務補助職員配置要綱の一部を改正する要綱  
～地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和2年4月1日から会計年度任用職員の制度が導入されることにより、勤務条件、服務等を正職員と同等の扱いとするため、「地方公務員法、第22条第5項に規定する臨時的任用職員の職員」を「地方公務員法、第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に、「幕別町臨時職員のうち日額賃金を支給する者の取扱基準」を「職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例」に文言整理をする所要の改正[令和2年2月28日公布/令和2年4月1日施行]
- ⑩ 幕別町教育委員会学校教育推進員要綱の一部を改正する要綱  
～地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和2年4月1日から会計年度任用職員の制度が導入されることにより、勤務条件、服務等を正職員と同等の扱いとするため、「幕別町嘱託職員取扱いに関する要綱に規定する嘱託職員」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に、「嘱託職員要綱」を「職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例」に文言整理をする所要の改正[令和2年2月28日公布/令和2年4月1日施行]
- ⑪ 幕別町子どもサポーター要綱の一部を改正する要綱  
～地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和2年4月1日から会計年度任用職員の制度が導入されることにより、勤務条件、服務等を正職員と同等の扱いとするため、「地方公務員法、第22条第5項に規定する臨時的任用職員の職員」を「地方公務員法、第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に、「幕別町臨時職員のうち日額賃金を支給する者の取扱基準」を「職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例」に文言整理をする所要の改正[令和2年2月28日公布/令和2年4月1日施行]

- ⑫ 幕別町郷土文化特別相談員要綱の一部を改正する要綱  
 ～地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和2年4月1日から会計年度任用職員の制度が導入されることにより、郷土文化特別相談員の身分について、有償ボランティアと規定し、身分が非常勤特別職ではなくなるために文言整理等をする所要の改正[令和2年2月28日公布/令和2年4月1日施行]
- ⑬ 幕別町郷土文化研究員要綱の一部を改正する要綱  
 ～地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和2年4月1日から会計年度任用職員の制度が導入されることにより、郷土文化研究員の身分について、有償ボランティアと規定し、身分が非常勤特別職ではなくなるために文言整理等をする所要の改正[令和2年2月28日公布/令和2年4月1日施行]
- ⑭ 幕別町郷土埋蔵文化研究員要綱を廃止する要綱  
 ～埋蔵文化研究員は、幕別町の埋蔵文化財の調査、研究及び保存並びに管理を適切に行うとともに、その活用を図り、町民の埋蔵文化財に対する理解を深めることを目的に平成24年度に設置されたが、今後、埋蔵文化研究員を任用し、調査研究する事業の実施見込みがないことから廃止するもの[令和2年2月28日公布/令和2年4月1日施行]
- ⑮ 幕別町図書館に勤務する会計年度任用職員の職務及び勤務時間に関する要綱  
 ～地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和2年4月1日から会計年度任用職員の制度が導入されることにより、地方公務員法や町長部局で整備する条例規則等で規定のない、図書館に勤務する会計年度任用職員の職種ごとの職務及び勤務時間を明文化するために制定するもの[令和2年1月29日公布/令和2年1月29日施行]
- ⑯ 言語障害通級指導教室運用要綱  
 ～札内南小学校にある言語障がい通級指導教室について、これまで運用や指導開始や退級に関するルールが明確に定まっておらず、その都度校長等が判断していたことから、運用を明確化し、対象となる児童の状況に応じた特別な指導の向上を図るために制定するもの[令和2年3月25日公布/令和2年4月1日施行]
- ⑰ 幕別町教育委員会事務局職員の勤務時間及び休日休暇に関する規程の一部を改正する規程  
 ～平成17年に制定し図書館勤務の職員は週休日の割振りを8週16休と定めたが、労働基準法に定める変形労働時間制に定められている4週8休に改正するもの[令和2年3月25日公布/令和2年4月1日施行]
- ⑱ 幕別町小中一貫教育・CS推進連絡会議設置要綱の一部を改正する要綱  
 ～幕別町附属機関設置条例に位置付けられたことによる文言整理をする所要の改正[令和2年3月25日公布/令和2年4月1日施行]

### 3 教育委員会委員の主な活動状況

教育委員会委員は、毎月1回以上の教育委員会会議や町立学校の各種行事、各種表彰式へ出席するなどの活動を行っている。以下、教育長を除く委員の状況（教育委員会会議への出席を除く。）を記載する。

- 4月5日(金) 幕別町教職員を迎える会(百年記念ホール) 小尾委員ほか3委員
- 4月8日(月) 札内北小入学式 小尾委員  
 糠内小、忠類中学校入学式 瀧本委員  
 古舞小、札内東中学校入学式 國安委員  
 糠内中学校入学式 東委員



- 4月9日(火) 幕別小入学式 小尾委員  
明倫小学校入学式 東委員
- 5月13日(月) 十勝管内教育委員会連絡協議会定例総会(帯広市) 小尾委員
- 6月1日(土) 小・中学校(糠内小、糠内中)合同運動会 小尾委員  
小学校(途別小、忠類小)運動会 瀧本委員
- 6月2日(日) 中学校(札内東中、札内中)運動会 國安委員
- 6月8日(土) 小学校(札内南小、札内北小)運動会 小尾委員  
小学校(幕別小、白人小)運動会 東委員
- 7月22日(月) 第1回総合教育会議(教育委員会会議室) 小尾委員ほか3委員
- 8月8日(木) 東部方面振興会合同研修会(浦幌町) 小尾委員、瀧本委員
- 10月1日(火) 幕別町開町記念式(町民会館) 小尾委員ほか3委員
- 10月26日(土) 十勝教育を考えるつどい(中札内村) 東委員
- 11月15日(金) 幕別町PTA連合会教育懇談会(札内コミュニティプラザ) 小尾委員、東委員
- 11月22日(金) 十勝管内市町村教育委員研修会(帯広市) 小尾委員、瀧本委員、東委員
- 12月1日(日) 糠内・駒島公民館まつり 小尾委員
- 1月12日(日) 幕別町成人式(百年記念ホール) 小尾委員、瀧本委員、東委員

※卒業式については、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため欠席とした。

#### 4 教育関係者の表彰

令和元年度幕別町文化賞、スポーツ賞等は、次のとおり表彰した。

##### (1) 被表彰者

1 文化賞	該当なし
2 スポーツ賞	1個人
3 文化奨励賞	38個人 2団体
4 スポーツ奨励賞	58個人 18団体

※幕別町文化・スポーツ賞表彰式は新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため開催中止とした。

#### 5 職員の懲戒処分の状況

- (1) 幕別町教育委員会事務局職員の懲戒処分 該当なし
- (2) 北海道教育委員会による学校職員の懲戒処分 該当なし

6 附属機関等の活動状況等

附属機関の名称	設置根拠(条例等)		設置目的	設置時期	設置義務の有無	設置義務の法律等	
	委員数	報酬(R1)	会議開催回数			活動内容	担当課係
まくべつ学園学校運営協議会 糠内学園学校運営協議会 さつない学園学校運営協議会 札内東学園学校運営協議会 ちゅうるい学園学校運営協議会 わかば幼稚園学校運営協議会	・幕別町立学校管理規則(昭和51年12月27日教育委員会規則第5号) ・幕別町学校運営協議会規則(平成30年11月22日教育委員会規則第12号)		学校及び幼稚園の教育目標、教育計画、学校等運営、地域との連携など広く学校等経営に関する事項について保護者や地域の方々との意見を交換しすることにより、地域や社会に「開かれた学校」づくりを一層推進する。	平成31年4月	無	学校教育法施行規則第49条 1 小学校には、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる。 2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。 3 学校評議員は、当該小学校の職員以外のもので教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、校長の推薦により、当該小学校の設置者が委嘱する。	
	47名	委員長 5,700円 委員 5,200円 支出総額 463,600円	協議会別：各2回	対象学校の運営について、地域の住民及び保護者(以下これらを「地域住民等」という。)の理解、協力及び参画が促進されるよう努める。 地域住民等に対して、その活動状況に関する情報を積極的に発信するとともに、地域住民等の意見及び要望を把握し、その運営に反映するよう努める。			学校教育課 学校教育係
幕別町教育支援委員会	幕別町教育支援委員会設置条例(昭和55年9月29日条例第34号)		障害のある又は特別の配慮を必要とする就学予定者、児童及び生徒(以下「児童生徒等」という。)に対して、適切な就学の支援を行う。	昭和55年10月	無	※参考 学校教育法施行令第18条の2 市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、第5条(第6条(第2号を除く。))において準用する場合を含む。)又は第11条第1項(第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。)の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。	
	22名	委員長 5,700円 委員 5,200円 支出総額 114,400円	3回	教育上特別な取扱いを要する児童及び生徒の障害の種類、程度等の判断に関し、教育委員会の諮問に応じ、調査及び審議を行う。			学校教育課 学校教育係
小中一貫・CS推進連絡会議	幕別町小中一貫教育・CS推進連絡会議設置要綱(平成31年4月24日要綱基準第21号)		幕別町立学校の学校運営協議会に関する規則(以下、「規則」という。)に基づき各学園の運営協議会間の情報共有や取組格差を少なくし、各学園の運営協議会の推進と円滑な運営を目的として本会議を設置する。	平成31年4月	無	※参考 学校教育法施行令第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。 平成28年4月に学校教育法が改正され、6-3制によらない学校運営が可能となり、義務教育学校が新たに学校種として位置付けられた。小中一貫教育は法に基づいたものではないが、全国先進地の多くで取り組んでおり、幕別町でも中1ギャップを始めとした様々な課題の一助とすべく教育行政執行方針等で小中一貫教育等を推進することを公表している。	
	6名	委員長 5,700円 委員 5,200円 支出総額 68,400円	2回	小中一貫教育等の手法に関する事、小中一貫教育等の周知及び推進に関する事、小中一貫教育等の導入に関する事、その他小中一貫教育等に関する事。			学校教育課 学校教育係

附属機関の名称	設置根拠(条例等)		設置目的	設置時期	設置義務の有無	設置義務の法律等
	委員数	報酬(R1)	会議開催回数	活動内容		担当課係
幕別町いじめ防止対策推進委員会	幕別町いじめ防止対策推進委員会条例(平成26年12月19日条例第23号)		幕別町いじめ防止基本方針に基づく町立の小学校及び中学校におけるいじめの防止等の対策を実効的に行うための調査研究及び審議及びいじめの事案について、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。	平成27年2月	有	いじめ防止対策推進法第14条③ 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。 いじめ防止対策推進法第28条① 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
	4名	委員長 5,700円 委員 5,200円 支出総額 20,800円	2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめの防止等の対策を実効的に行うための調査研究</li> <li>いじめの事案に対する重大事態の事実関係の調査</li> <li>いじめ防止標語の募集(児童生徒対象)</li> </ul>	学校教育課 学校教育係	
幕別町学校給食センター運営委員会	幕別町給食センター条例(平成9年12月19日条例第32号)		給食センターの適正かつ円滑な運営を図るため。	平成10年4月	無	地方自治法第138条の4③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。
	13名	委員長 5,700円 委員 5,200円 支出総額 36,400円	1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校給食に関する報告及び意見交換。</li> </ul>	学校給食センター	

附属機関の名称	設置根拠(条例等)		設置目的	設置時期	設置義務の有無	設置義務の法律等	
	委員数	報酬(R1)	会議開催回数	活動内容		担当課係	
幕別町社会教育委員会	幕別町社会教育委員に関する条例(平成5年3月29日条例第4号)		社会教育に関し教育委員長を経て教育委員会に助言するため、次の職務を行う。 ①社会教育に関する諸計画を立案すること。 ②定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。 ③前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。 ※かつて社会教育委員の兼務であった公民館法第7条の適用する公民館審議委員会が設置されていたが、必置義務がなくなり現在に至る。	昭和24年	無	社会教育法第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。 平成4年5月27日社会教育文化審議会社会教育制度について(報告) -社会教育委員会及び同委員会の会議の活性化について-の中で、ほぼ全国的に設置されている状態であるから、改正をして必置にするまでもないとの報告あり。	
	15名	委員長 5,700円 委員 5,200円 支出総額 196,400円	3回 (うち書面会議1回)	平成30年度社会教育事業報告、令和元年度社会教育関係予算、令和元年度社会教育関連事業計画の審議。幕別町文化賞・スポーツ賞等の選考について審議			生涯学習課 社会教育係
地域生涯学習推進委員会	無			不明	無		
	7名	無 ※推進委員会に補助金として支出 支出総額 100,000円	2回	公民館まつりを実施 糠内公民館 50,000円 駒島公民館 50,000円			生涯学習課 社会教育係
幕別町児童生徒健全育成推進委員会	幕別町児童生徒健全育成推進委員会設置要綱(平成11年6月1日要綱基準等第4号)		未来を担う青少年が心身共に健やかに成長するために、在学青少年の生活指導上、必要な事項について研究協議を図り、活動の指針を示すとともに実践に向けて各関係機関に働きかけを行う。	昭和60年	無	※参考 昭和60年12月議会において「児童生徒健全育成推進の町」を議決。 当時、文部科学省の「青少年健全育成整備体制」の補助金を受け、幕別町がモデル町となった。10~12の組織については、健全育成推進体制づくりの下部組織としてつくられている。故に推進委員として各4地区から委員が選出されている。	
	20名	無 ※委員会に交付金 支出総額 550,000円	3回 (うち書面会議1回)	パンフレット発行(3号)、交通安全街頭啓発(各学校区)、健全育成標語募集・選考・ポスター製作、善行賞募集・表彰、防犯カード製作・配布、研修会の開催(町P連との共催)			生涯学習課 社会教育係
生徒指導連絡協議会 (幕別小中高PTA連絡協議会)	幕別町児童生徒健全育成推進委員会設置要綱(平成11年6月1日要綱基準等第4号)		地域における児童生徒の健全育成と生活指導面の連絡と協力を密にし、指導の充実と三校間の交流を深める。	昭和60年	無	※参考 昭和60年12月議会において「児童生徒健全育成推進の町」を議決。 当時、文部科学省の「青少年健全育成整備体制」の補助金を受け、幕別町がモデル町となった。10~12の組織については、健全育成推進体制づくりの下部組織としてつくられている。故に推進委員として各4地区から委員が選出されている。	
	25名	無	4回	夏フェスタ夜間巡視、盆踊り夜間巡視、交通安全指導、校外指導、研修活動			生涯学習課 社会教育係

附属機関の名称	設置根拠(条例等)		設置目的	設置時期	設置義務の有無	設置義務の法律等
	委員数	報酬(R1)	会議開催回数	活動内容		担当課係
生徒指導連絡協議会 (札幌地区生活指導連絡協議会)	幕別町児童生徒健全育成推進委員会設置要綱(平成11年6月1日要綱基準等第4号)		札幌地区の小・中・高校が生活指導上必要な事項について連絡・協議を図り、教育向上の実をあげるとともに、健全で豊かな教育風土をもった地区にすること。	昭和60年	無	※参考 昭和60年12月議会において「児童生徒健全育成推進の町」を議決。 当時、文部科学省の「青少年健全育成整備体制」の補助金を受け、幕別町がモデル町となった。10～12の組織については、健全育成推進体制づくりの下部組織としてつくられている。故に推進委員として各4地区から委員が選出されている。
	18名	無	4回	各学校間の情報交換、生活指導モニター会議、夏季休業中の巡視、札幌神社祭典巡視		生涯学習課 社会教育係
生徒指導連絡協議会 (南幕別地域生活指導連絡協議会)	幕別町児童生徒健全育成推進委員会設置要綱(平成11年6月1日要綱基準等第4号)		南幕別地区の小中学校の鼓動生徒の健全育成を目指し、生活指導上必要な事項について連絡、協議し、教育向上の実をあげるとともに、健全で豊かな教育風土をもった地区にすること。	昭和60年	無	※参考 昭和60年12月議会において「児童生徒健全育成推進の町」を議決。 当時、文部科学省の「青少年健全育成整備体制」の補助金を受け、幕別町がモデル町となった。10～12の組織については、健全育成推進体制づくりの下部組織としてつくられている。故に推進委員として各4地区から委員が選出されている。
	28名	無	4回	広報誌「なんまく」発行、教育講演会開催、児童生徒の健全育成、安全確保についての情報交換、研修会の開催		生涯学習課 社会教育係
生徒指導連絡協議会 (忠類地区生活指導連絡協議会)	幕別町児童生徒健全育成推進委員会設置要綱(平成11年6月1日要綱基準等第4号)		忠類地区の小中学校の鼓動生徒の健全育成を目指し、生活指導上必要な事項について連絡、協議し、教育向上の実をあげるとともに、健全で豊かな教育風土をもった地区にすること。	平成18年	無	※参考 昭和60年12月議会において「児童生徒健全育成推進の町」を議決。 当時、文部科学省の「青少年健全育成整備体制」の補助金を受け、幕別町がモデル町となった。10～12の組織については、健全育成推進体制づくりの下部組織としてつくられている。故に推進委員として各4地区から委員が選出されている。
	18名	無	4回	夜間巡視、登下校のパトロール、防犯ブザー配布、安全啓発		生涯学習課 社会教育係
幕別町文化財審議委員会	幕別町文化財保護条例(平成8年3月25日条例第11号)		文化財の保存及び活用について教育委員会の諮問に応じ、調査審議する。	平成8年	無	文化財保護法第190条 都道府県及び市町村の教育委員会に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くことができる。
	5名	委員長 5,700円 委員 5,200円 支出総額 21,300円	1回	調査事項:「忠類ナウマン象の足跡化石の発見」講演開催		生涯学習課 社会教育係

附属機関の名称	設置根拠(条例等)		設置目的	設置時期	設置義務の有無	設置義務の法律等	
	委員数	報酬(R1)	会議開催回数	活動内容		担当課係	
幕別町スポーツ推進委員会  (平成23年8月24日スポーツ基本法施行により体育指導委員からスポーツ推進委員となる)	幕別町スポーツ推進委員規則 (平成23年12月22日教育委員会規則第11号)		町民の健康増進とスポーツの振興を図るため、次の職務を行なう。 ①スポーツの実技指導及び助言を行うこと。 ②スポーツ活動の促進とスポーツ団体の育成を図ること。 ③教育機関その他行政機関の行うスポーツ行事又は事業に対する協力を行うこと。 ④体育施設の管理運営並びに整備拡充について、教育委員会の諮問に応じて答申し、又は意見を具申すること。 ⑤前各号に掲げるもののほか、町民のスポーツの振興に関すること。	昭和36年  (平成23年)	無	<p>スポーツ振興法第19条① 市町村の教育委員会は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を持ち、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を持つ者の中から、体育指導委員を委嘱するものとする。</p> <p>同法第19条② 体育指導委員は、教育委員会規則の定めるところにより、当該市町村におけるスポーツの振興のため、住民に対し、スポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行なうものとする。</p> <p>スポーツ基本法第32条① 市町村の教育委員会は、当該市町村におけるスポーツ推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。</p> <p>同法第32条② スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行なうものとする。)</p>	
	12名	委員長 5,700円 委員 5,200円 支出総額 388,300円	4回 (うち書面会議1回)	生涯スポーツの情報提供、スポーツの実技指導、助言、スポーツ・レクリエーション活動の推進とコミュニティスポーツの振興、ニュースポーツの推進、総合型地域スポーツクラブの育成・支援	生涯学習課 社会体育係		
幕別町図書館アドバイザー	幕別町図書館アドバイザー規則(平成28年7月22日教育委員会規則第4号)		町民の読書活動及び図書館事業の振興を図る。	平成29年1月	無	<p>※参考 地方自治法第174条 1 普通地方公共団体は、常設又は臨時の専門委員を置くことができる。 2 専門委員は、専門の学識経験を有する者の中から、普通地方公共団体の長がこれを選任する。 3 専門委員は、普通地方公共団体の長の委託を受け、その権限に属する事務に関し必要な事項を調査する。 4 専門委員は、非常勤とする。</p>	
	10名	委員 5,200円 支出総額 104,000円	3回(うち1回は書面による開催)	今後、幕別町図書館がより地域と密着した公共施設となり得るため、①地域住民が図書館運営に積極的に関わることを目指し開始した図書館サポーターの人材育成とその活用に係る事業、②ストレス測定、ストレスケア、落語会の開催による「知る、読む、笑う」といった図書館が行う予防医療という新しい社会モデルを目指した事業について、今後の図書館のあり方を検討する。	図書館 図書係		

※ 報酬、会議開催回数、活動内容は令和元年度の状況